第222回岐阜県都市計画審議会(議案一覧表)

案件		内 訳		内 訳	内 訳			
3	市街化区域 ・調整区域	1	道 路		公 園			
					その他	2		

						1/1			
所	属	課	担	当	係	担当者	・職氏名	内線番号	
都市		管課	施割	设計區		係長 技術主	藤田査 片岡	4716	

議案番号	議案名	都市計画区域名	市町名	区域等	内容	決定機関等	備考	問い合わせ先
1	各務原都市計画区域区分 の変更について	各務原	各務原 市	区域区分の定めあり	都市計画法第21条第1項に基づき各務原都市計画 区域区分を以下のとおり変更する。 〔随時変更〕 市街化区域編入:1箇所 約11.7ha	岐阜県決定 (大臣同意)		都市政策課 地域計画係 坂井 058-272-1111 内線4718
2	可児都市計画区域のうち 可児市における用途地域 の指定のない区域内の建 築物の容積率、建蔽率、 前面道路及び隣地境界線 からの距離に対する高さ を定める数値等の変更に ついて	可児	可児市	区域区分の定めなし	可児都市計画用途地域の変更(可児市決定)に伴う 、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、 建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対す る高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> Ⅲ 約6,352.3ha →約6,335.1ha(約17.2ha減)	特定行政庁 (岐阜県知 事)		建築指導課 建築指導係 丹羽 058-272-1111 内線4788
3	御嵩都市計画区域のうち 御嵩町における用途地域 の指定のない区域内の建 築物の容積率、建蔽率、 前面道路及び隣地境界線 からの距離に対する高さ を定める数値等の変更に ついて	御嵩	御嵩町	区域区分の 定めなし	御嵩都市計画用途地域の変更(御嵩町決定)に伴う 、用途地域の指定のない区域内の建築物の容積率、 建蔽率、前面道路及び隣地境界線からの距離に対す る高さを定める数値を指定する区域等の変更 <区域面積> Ⅲ 約5,079.7ha →約5,078.6ha(約1.1ha減)	特定行政庁 (岐阜県知 事)		建築指導課 建築指導係 丹羽 058-272-1111 内線4788